

## 農地法関係申請・届出添付書類一覧表

※( )内の数字は提出部数。

●必ず添付する書類    ○必要に応じて添付(備考欄参照)

添付書類	3条	4条	5条	4条 (市街化届出)	5条 (市街化届出)	非農地 証明	備 考
申請書	●(3)	●(3)	●(3)	●(2)	●(2)	●(3)	
土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	法務局で取得(取得後、おおむね6ヶ月以内)(インターネットで取得した登記簿は不可)
位置図	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	1万分の1程度の地図
付近現況図	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	2500分の1程度の付近図(住宅地図)
地番表示図(公図写し) ※申請地及び隣接土地の所有者、登記地目を記入すること		●(2)	●(2)			●(2)	法務局で取得(取得後、おおむね6ヶ月以内)
施設等配置図(土地利用計画図)		●(2)	●(2)	●(2)	●(2)		縮尺・建物又は施設の面積・位置及び施設物間の距離を明示
必要な資力及び信用があることを証する書面		●(2)	●(2)				残高証明書(6ヶ月以内)、融資証明書等の写し(6ヶ月以内)、通帳の写し(3ヶ月以内)
排水系統図		○(2)	○(2)				排水施設、放流先を明示(施設等配置図に記載可)
委任状	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	代理申請の場合
住民票又は戸籍の附票等	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合(住所のつながりがわかるもの)
真正な権利者であることを証する書面	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	登記事項証明書の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合(戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続関係説明図、印鑑証明又は同意書等)
親権者であることを証する書面(戸籍謄本)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	未成年者が申請する場合
法人の定款若しくは寄付行為の写し又は法人登記事項証明書	○(2)	○(2)	○(2)				法人による申請の場合 ※定款の場合、代表者の氏名がわかるもの ※法人登記事項証明書の場合、インターネットで取得した登記簿は不可
事業計画書		○(2)	○(2)				申請書に事業計画の詳細が記載できない場合
関係する他法令(開発許可等)の許認可処分を証する書面		○(2)	○(2)				開発許可等の他法令に基づく許認可が必要な場合
営農計画書	○(2)	○(2)	○(2)				遠隔地、新規、法人の場合等
耕作等証明書	○(2)						他市町村に農地を保有している場合
土地改良区意見書又は事由書		○(2)	○(2)				土地改良区内にある場合(30日を経過しても意見を得られない場合、その理由書)
地籍測量図		○(2)	○(2)				登記事項証明書と著しく異なる(30%以上)場合
始末書及び現況写真		○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	●(2)	非農地証明は現況写真のみを必ず添付。4・5条は始末書と現況写真を添付。
合意解約書又は耕作者同意書	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)		各申請の妨げとなる権利(賃貸借権、使用貸借、地上権等)を有する者がある場合
客観的証明資料(20年以上経過していることのわかる資料)						●(2)	家屋登記簿謄本、課税証明書(家屋)、航空写真、樹齢確認できる写真等
経済産業省設備認定通知書及び 電力会社の連携確認書の写し		○(2)	○(2)				太陽光発電設備設置の場合
その他参考となる書類	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	○(2)	

※ 1. 申請書(4・5条)「万一隣接農地等へ被害を及ぼした場合、当方で責任をもって解決する。」及び「隣接地権者等へ事業計画について説明済み」の旨を記載する。

※ 2. 申請書は3枚、添付書類は、原本1部・写し1部(総合支所の写し)の計2部提出する。